

中期目標（案）及び中期計画（素案）の概要
（独立行政法人日本学術振興会）

1. 中期目標について

（1）中期目標の期間

- ・平成15年10月から平成20年3月までの4年6か月

（2）業務運営の効率化に関する事項

- ・運営費交付金を充当して行う業務については、国の示す方針を考慮し、業務の効率化に努め、中期目標期間中、毎事業年度 %の業務効率化を図る。
- ・業務の効率化に際し、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

（3）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

総合的事項

- ・学術研究及びその振興を目的とする日本学術振興会事業の特性に配慮した上で事業を推進する。（幅広い領域の振興、長期的視点、研究者の意向の反映に配慮）
- ・業務運営上の重要事項については、日本学術振興会に置かれる評議員会の審議及び意見を参考にする。
- ・研究者の意見を反映させる体制を整備する。
- ・自己点検や外部評価を実施し、その結果を踏まえ、業務の改善等を促進する。
- ・研究者の負担軽減等、業務運営を適切に実施するための情報システムを整備する。
- ・助成・支援業務の実施における不正行為防止のため、研究機関が研究費の管理に適切に関与し、適正な執行が図られるようする。
- ・日本学術振興会の活動について、国民の理解を得るとともに業務の効果を上げるため、広報の体制を充実させる。

学術研究の助成

- ・適切な審査・評価体制の整備を図るとともに、国の制度・方針を踏まえ助成業務を毎年度滞りなく確実に実施する。
- ・国からの更なる業務移管に対応可能な体制整備について、検討・実施する。
- ・中間・事後評価を適切に実施するとともに、評価結果を国民にわかりやすい形で公表する。
- ・科学研究費補助金の電子システムの導入について検討を行い、実現に努める。

研究者養成のための資金の支給

- ・研究者の自立性向上を図るとともに、一定の競争環境を維持しつつ、幅広い研究分野における優れた研究者を計画的・持続的に養成・確保する。
- ・選考審査に関し、審査の独立性、透明性、公平性を確保し、厳正に選考を行う。
- ・支援の効果を適切に評価する。
- ・外部の学識経験者の意見や研究者の意見を事業改善等に的確に反映できる体制を構築し、各種事業の弾力的な運用を図る。

学術国際交流の促進

- ・学術研究のグローバルな展開やボーダレスな状況に対応するとともに、我が国の学術研究の競争力を高める学術の国際交流を積極的に促進、支援する。
- ・交流先地域の特性やニーズに対応しつつ、見直しを図り事業を遂行する。特に、これまで関係の希薄な地域との交流促進に配慮する。
- ・海外連絡拠点の充実等により、諸外国における学術研究等に関する情報収集及び我が国の情報提供能力を高める。
- ・審査体制や評価制度について、公平性や透明性を高めるよう充実を図る。

学術の応用に関する研究の実施

- ・我が国の社会の発展や社会的問題の解決につながるようなプロジェクト型研究を重点的に推進し、生じた成果については人類共通の「知的資産」として広く普及を図り、社会に還元する。

学術の社会的連携・協力の推進

- ・大学等の研究者と産業界の研究者等がそれぞれの発意に基づいた相互のインターフェイス機能の充実を図るため、情報交換など研究交流を促進する。

国の助成事業に関する審査・評価の実施

- ・国の定めた制度・方針に従って、審査・評価における公正さ、透明性、信頼性、継続性を確保しつつ、実効性のある評価を実施する。

調査・研究の実施

- ・研究経歴を有する職員等により国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行い、結果を事業実施や新たな事業の企画・立案に活かす。

情報提供及び成果の活用

- ・調査・研究の成果について、事業の企画・立案等に活かすとともに、ホームページへの掲載や出版等により積極的に社会に提供、普及させる。

前各号に附帯する業務

- ・前各号に附帯する業務を適切に実施する。

(4) 財務内容の改善に関する事項

- ・自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。

(5) その他業務運営に関する重要事項

- ・施設・設備の整備については、長期的視野に立って推進する。

2. 中期計画について

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・組織体制の見直し及び事務の簡素化・合理化等を促進する。
- ・効率化により、研究者等へのサービス低下を招かないように配慮する。
- ・国の方針により、拡充される事業について、経費抑制により、業務に支障がでないよう留意する。
- ・職員の適正配置、研修等を通じた職員の意識向上を図る。
- ・文書決裁の電子化など情報インフラの整備を図る。
- ・外部委託について検討を行い、実施する。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

総合的事項

- ・研究分野毎の特性に応じた支援方法、中長期的視点からの配慮、研究者の意見を取り入れる制度運営等を勘案しつつ、事業を進める。
- ・事業実施に当たっては、評議員会の幅広く高い識見に基づく意見を参考とする。
- ・振興会内部に研究者の意見を適切に関与させる体制を整備し、事業の審査・評価における公正性や透明性の確保、学術研究の効果的な推進につながる事業展開等を実施する。
- ・自己点検については、毎年度事業毎に実施する。また、外部有識者の評価を得る体制を整備し、全体的な評価を行い、結果を公表する。
- ・中期期間中に各種公募事業の90%以上において、募集要項・応募様式等を入手可能にする。
- ・中期計画中に各種公募事業の50%以上において、申請を電子的に受け付けるようにする。
- ・中期計画中にホームページの内容について、掲載情報を10%以上増加させる。また英文ページについては中期計画期間中に20%以上増加させることにより、中期計画期間中のアクセス件数を20%以上増加させる。
- ・助成・支援事業による研究経費の管理について、研究機関が適切に関与する仕組みを構築する。
- ・広報の在り方について検討し、実行するため、委員会の設置等の体制の整備を進める。

学術研究の助成

- ・科学研究費補助金事業については、国の制度・方針を踏まえて、助成業務を毎年度滞りなく確実に実施する。また、国の補助金事業の在り方及び競争的研究資金制度改革の方向性を踏まえて、見直し、改善を進める。
- ・科学研究費補助金における電子システムについては可能なところから試行的に導入を図る
- ・学術研究の様々な特性・ニーズを踏まえた助成事業の企画・実施を進める。

研究者養成のための資金の支給

- ・若手研究者の養成に必要な事業を計画的・継続的に推進する。
- ・審査方針等をホームページ等で公開するとともに、申請者と利害関係にある審査委員を排除するなど厳正な審査体制の下、選考を行う。
- ・平成 年度までに体系的な評価体制を構築し、支援の効果を適切に評価するとともに、評価結果を本人に開示する。
- ・男女共同参画社会形成の一環として審査委員における女性の割合を %とするよう努めるとともに、出産・育児による採用期間の中断及び延長や申請時における旧姓使用を認めるなどの取組を推進する。

学術の国際交流の促進

- ・相手国との地理的条件や歴史的経緯等を踏まえ、各国の学術振興機関等との連携・協調を図りつつ、二国間及び多国間交流を展開する。
- ・環太平洋、アジア、欧州などの地域にある各国学術振興機関と協力して、若手研究者を対象としたセミナーを実施し、参加した研究者の80%以上から肯定的な評価が得られるよう内容の充実を図る。
- ・我が国の学術研究の発展に寄与する観点から、外国人研究者の招へい事業を実施する。
- ・海外研究連絡センターにおいて、国内外の情報交流など、学術交流に係る活動を実施する。
- ・論文博士取得希望者に対する支援については、採用された者が5年以内に論文博士号の取得を果たすよう研究指導を援助する。

学術の応用に関する研究の実施

- ・社会問題の解決・対処を目的に、人文・社会科学の研究者が学際的・学融合的に取り組む「課題設定型プロジェクト研究」を推進し、合わせて、人文・社会科学の活性化を図る。

学術の社会的連携・協力の推進

- ・学術の社会的連携・協力の立場から、学界と産業界の連携を推進するため、研究開発専門委員会及び産学協力研究委員会の設定、連携・協力支援のための事業を実施する。

国の助成事業に関する審査・評価の実施

- ・国の助成事業である21世紀COEプログラムの審査・評価の実施に際し、専門家の意見を取り入れ、適切かつ円滑な運営を図るとともに、情報公開に努める。

調査・研究の実施

- ・学術システム研究センターの研究者を中心に調査・研究を実施する。また、海外研究連絡センター等などとの連携により継続的に行う。

情報提供及び成果の活用

- ・調査・研究の成果、事業の実施状況等についてホームページに積極的に掲載するなど研究者のみならず、広く国民に普及する。

前各号に附帯する業務

- ・前各号に附帯する業務を着実に実施する。

(3) 予算(人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画

- ・検討中

(4) 短期借入金限度額

- ・億円を限度額とする。

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

- ・重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

(6) 余剰金の使途

- ・広報・情報提供の充実、調査研究の充実、及び情報化の促進に充てる。

(7) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- ・国からの業務の移管等により、業務量が増加し、現行人員では、業務の遂行に支障をきたす場合には、最低限の人員増について検討・実施する。